

【3】学校の危機管理体制について

1. 危機管理マニュアル

① 消防計画

学校管理者 枚方市立氷室小学校 校長 井手内 太吾

防火管理者 枚方市立氷室小学校 教頭 北村 理奈

防火対象物 枚方市立氷室小学校

住所 枚方市尊延寺3丁目1番38号

電話 050-7102-9060

FAX 072-858-8244

消防計画の目的

この計画は、消防法第8条1項に基づき、枚方市立氷室小学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

1. 学校またはその付近に非常災害が生じた場合、本校職員は、本規定に基づき、沈着、冷静に、臨機応変の措置をとること。また、非常時、職員不在の時は、直ちに登校すること。

2. 職員勤務時間外に校内または学校付近に非常災害が生じた場合は、学校管理人は、直ちに下記の処置をとること。

① 消防署 119 交野警察 110 (072-891-1234)

② 学校長の指示により、枚方市教育委員会、教職員、PTA会長に連絡する。

③ 学校長または教職員出勤までは責任をもって防護につとめる。

④ 重要物品の搬出及び保管

☆ 重要文書・帳簿 ☆ 公 印

3. 職員勤務（児童在校）中に校内または学校付近に非常災害（火災・水害・地震など）が生じた場合は、直ちに非常の合図をし、放送設備を通じて各学級に通報する。

☆ 避難方法は、下記の通りとする。

① 学校長または教職員は、出火場所、風向き、火勢等を勘案して、避難場所を指示する。

② 教職員は、直ちに非常出口を開放する。

③ 学級担任は、学校長の指示に従って、児童を安全な場所へ誘導し、朝会の隊形に整列させ点呼する。

④ 担任以外の教職員は、学校長の指示の下で、直ちに非常勤務に就く。

⑤ 脱出に関しては、状況により、次のいずれかの方法をとる。

ア、地区別に集合させ、集団下校させる。

イ、学級担任が引率して、安全な場所に避難させる。避難中の児童は、保護者の出迎えを待って、確実に引き継ぎをした後帰宅させる。

☆避難場所は、次の通りとする。

原則として、運動場に朝会の隊形とする。

4. 防災対策

① 平常時の対策

ア、火気、電気、ガス、薬品類等の設備とその取り扱いには、細心の注意を払う。

イ、火気の取り締まり責任者をもうけ、不断の注意を払う。

ウ、各場所に防火資材を常置し、非常に備える。

② 職員勤務時間外の対策（学校管理人の勤務中の場合）

ア、火気、電気、ガス、薬品等の設備とその取り扱いには、細心の注意を払う。

イ、校内巡視を下記の時刻に定期的に行う。

午後5時 午後7時 午後9時 午前7時

◇ 火災予防、盗難には、充分注意すること。特に、巡視経路については、各階、各室を巡視巡回し、施錠、火気、電気、ガス等の安全が保たれていることを確認する。

③ 各室の火気取り締まり責任者

校長室	校長	校務員室	校務員
職員室	教頭	校管理人室	学校管理人
会議室	教頭	特別教室	各担当者
教室各	各学級担任	男子更衣室	校長
保健室	養護教諭	女子更衣室	養護教諭・教頭

④ 非常時の組織

総指揮	校長	連絡	事務職員
通報	事務職員	搬出	教頭
消火	男性職員を中心に対応する。		
救護	養護教諭		
避難・誘導	学級担任		
要配慮児童	支援学級担任・担任外教員		

5. 地震対策

① 担任の指導のもとに学習用具はそのままにして、児童は机の下に避難させる。

（配慮を要する児童に留意する）

② 担任の指導のもとに帽子等を着用し、所定の場所を通り避難させる。

③ 担任は学級の人数を点呼し、学年を取りまとめて、学校長に異常の有無を報告する。

④ ストーブ使用中は、元コックを閉じ、担任の指導のもとに行動させる。

⑤ その他は、防火避難に準ずる。

6. 風水害対策

風水害発生状況により、学校長の指示で、登校停止、下校、その他適切な処置をとる。その他は、防火避難に準ずる。

7. 避難訓練実施計画

5月 災害時引き渡し訓練

5月 風水害発生を想定し各学級での注意喚起

6月 地震発生を想定・安全確保の訓練

6月1日～6月30日を子どもの安全確保推進月間

(6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」の周知)

9月 不審者対応避難訓練・防犯講習会・安全確保の訓練

1月 火災発生を想定・安全確保の訓練

＊ストーブ使用中は、常にストーブの安全を点検する。

8. 避難時における留意点

- ① 校舎内、特に階段では走らせない、押させない。
- ② 口を閉じ、静かに行動させる。
- ③ 火災の際は、窓を閉め、ハンカチを口に当てさせる。
- ④ 地震の際は、戸や窓を開け、机下に入る等して指示を待つ。

9. 避難訓練の計画時における工夫

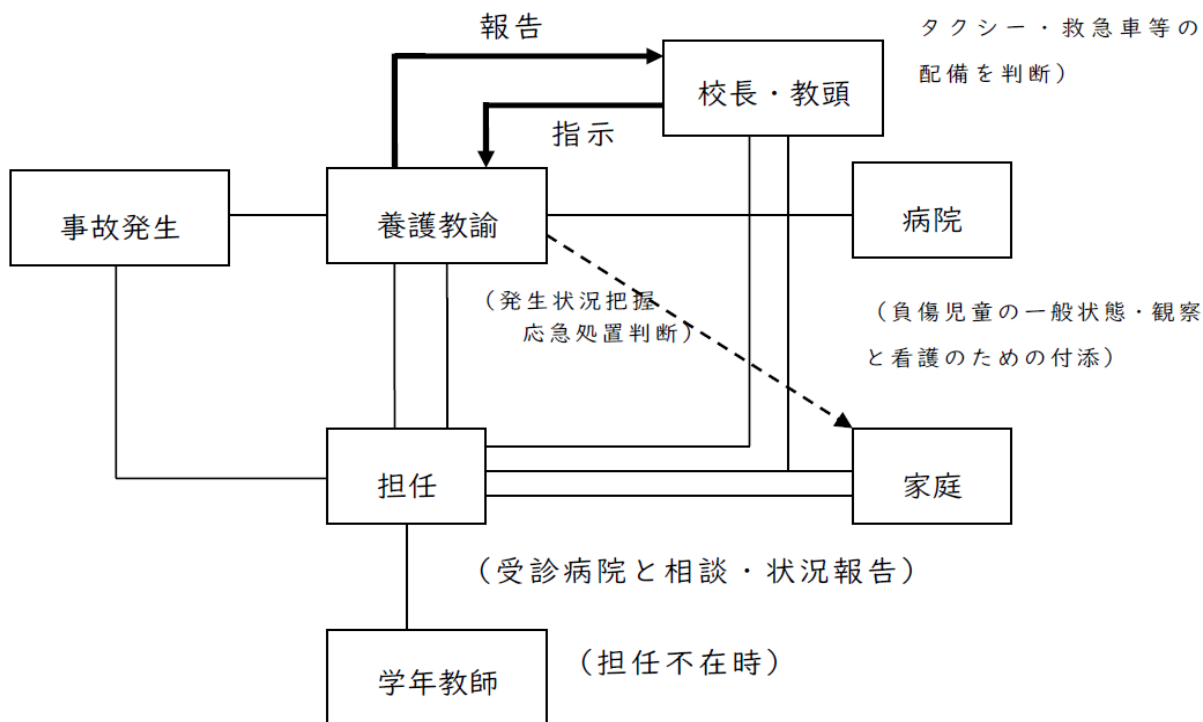
- ① 休み時間に行う。
- ② 児童には月日は教えるが、時間は教えずに行い、各自の対応力を向上させる。
- ③ 引き渡し時に把握するための、「引き渡し方法確認表」を作成、それを活用した集団下校を行う。

② 学校事故発生時の救急体制

目的：学校で起きる予期せぬ事故が発生した場合に対しては、平素から全職員が救急措置に対する知識と理解をもち、連絡の順序と体制を確認し、校長・教頭と報告相談のうえ、適切に速やかに対処する。

(1) 事故発生時の緊急対策

① 処理方法



手続き(日本スポーツ振興センター・安全共済会)

(担任) 学校用災害報告書記入→養護教諭へ

(養護) 災害報告書・医療などの状況作成

↓提出

市教委(点検・整理・作成)

大阪府支部(審査・給付決定)

市教委→給付金保護者へ

【事後措置】

担任へ経過報告

スポーツセンター

手続き

(安全共済会)

本人への生活規制

(運動・入浴・食事安全面の指導)

② 事後処理についてのきめ細かい配慮

ア、負傷者救済を第一とし、他の児童が動揺しないよう配慮する。

イ、状態により勝手に動かさず、養護(助)教諭・他職員の力を借りる。

ウ、首から上の負傷は、特に注意し必ず専門医の診察を受ける。

エ、事故の原因や状況を詳細に記録しておく。

オ、ケガに加害者がある場合、学年の教師・教頭・校長とよく相談をする。

カ、保護者へは速やかに連絡し誠意をもって対応する。必要があれば家庭訪問しておく。

大きなケガ・アナフィラキシー・心停止などの対応

体 制		指揮 校長 通報連絡 教頭 職員室の職員 当該児童の対応班 校長 教頭 養護教諭 担任 その他職員
事前の危機管理	継続観察	① 心臓疾患経過観察児童、食物アレルギーのある児童、健康上配慮が必要な児童について事前に把握する。 ② 上記の児童について、全職員で情報共有し、個々の対応を知る。 ③ 水泳・マラソン等危険や大きな負荷がかかる運動前には、保護者への事前確認と、十分な健康観察・準備運動を怠らない。
	事前指導	① 健康上リスクの有る児童自身が体の変調を感じたときはすぐに担任もしくは近くの先生に報告すること。 ② 友達の様子が普段と違うと感じたら、すぐに担任もしくは近くの先生に報告すること。 ③ 大きなケガをして動けない友達を見たときは、無理に保健室につれてこず、近くの先生、もしくは養護教諭にすぐに連絡をすること。 ④ 大きなものが、ささっている時は無理にぬかないこと。 ⑤ われたガラスは、さわらないこと。 ⑥ 道具は適切に使用すること（はさみ・カッター・彫刻刀その他）。
	研修	年に 1 回アレルギー研修（エピペンの使い方） 年に 1 回救急救命講習（AED 服務）
発生後	発生直後	① その場に居合わせた職員・養護教諭・管理職で状態を判断し、応急手当を行う。 →意識がない場合は呼吸の確認。 →心停止の可能性がある場合は、胸骨圧迫・AED の使用。 →アナフィキラーシーを起こした児童へはエピペン使用・救急車要請。 →意識がある場合は保健室への搬送（必要に応じて担架使用）。 ※ただし頭部・頸部を強打している場合はその場から動かさない。 →そのほか、止血・消毒・固定等をおこなう。 ② 必要に応じて、救急車要請（同時に保護者・教育相談課へ連絡）。 ③ 病院搬送が必要な児童については、すぐに保護者に連絡の上、病院へ連絡する。 ④ 事故の経過について、担任が聞き取る→管理職・養護教諭へ報告。 ⑤ 担任外の教師で現場の確認・片付け・他の児童に近づけないような配慮を行う。 ⑥ 必要に応じて、各学年主担任を職員室に集合させ、児童への指導（近づかない・同じ事故を起こさないなど）を指示する。
	重大事案の場合	① 救急車には、管理職又は養護教諭が同乗し、病院へ搬送し、随時状況を管理職へ連絡する。 ② 教育委員会（教育相談課）には状況を随時報告し、指示をあおぐ。 ③ 学校での聞き取りが一段落したら、担任・管理職が病院・もしくは家庭訪問し、保護者対応。 ④ 必要に応じ、マスコミ対応室を設置。窓口を一本化し、教育委員会と連携し、対応する。（校長、不在時は教頭）。 ⑤ 必要に応じ、保護者説明会を開催する。 ⑥ 事案を分析し、2 度と同じ事故をおこさないよう適切な対応をとる。
	備考	① 事故にあった児童及び大きなケガや事故の状況を目撃した児童への心のケアを行う

(2) 上記以外のけが・病気の処置について

① けが

応急処置…… 養護教諭が当たる。不在時は、教頭・担任が当たり、保健室カードに記入する。

事後処理…… 家庭に事実の連絡をする。電話・連絡帳などにより、いつ、どこで、どうなった、処置をどうした、家庭で注意して欲しいことなど、とくに目、頭のけがは配慮する。

② 病気

ア、保健室での休養は1時間を原則とする。1時間してもよくなる時は、保護者に連絡し、迎えにきてもらう。原則として薬は与えない。

イ、熱が37.5度以上の場合は保護者に連絡し、迎えに来てもらう。担任が授業で教室を離れられない時は、養護教諭が電話連絡する。保健室で保護者に引き渡し、保護者は教室に荷物を受け取りにいき担任と連絡を取る。特に必要でなければ荷物は、事前に保健室においておく。

ウ、1時間休養後、回復したときは、授業に復帰させる。養護教諭から担任へは連絡票で状況を伝える。家庭へ事実の連絡をする。(担任が電話・連絡帳等で)

(3) 学校伝染病にかかったとき

「出席停止」

(インフルエンザ・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・百日咳・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症(o-157)・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・新型コロナウイルス関連での欠席(登校不安等も含む) その他)

用紙は職員室窓側の引き出しにある。

登校時に保護者の記入で持参 → 保健室

※友達に届けさせるのは、出席停止の意味がなくなるので注意する。

4. 保健室利用の場合(養護教諭不在の時)

ア、校外学習・修学旅行・研修会また養護部会・病院へ行き不在のとき保健室の どこに何があるのか、知っておく。

イ、保健室利用後は必ず、窓及び出入口の施錠をする。特に冬季のストーブ使用については注意する。

【氷室小学校の校医】

内科 西田直樹先生(西田小児クリニック)

歯科 井上努先生(井上歯科)

眼科 渡邊敏夫先生(渡邊眼科)

耳鼻科 岩井詔子先生(岩井クリニック)

薬剤師 大濱 顕二(レインボー薬局藤阪)

② 非常災害時の緊急措置について（保護者周知用）

非常変災時における措置については、児童の安全を考え、以下のようにいたします。

1. 臨時の措置について（基本的には連絡網等では流しません。以下の措置の通り対応して下さい。）

枚方市もしくは東部大阪あるいは大阪府に以下の警報が発表されているとき

① **特別警報**が午前 7 時現在発表中 ⇒ 全ての行事を臨時休業とする。

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているとき

★ 午前 7 時現在発表中 ⇒ 児童は、自宅待機とする。

「氷室いきいき広場」は臨時休業とする。

★ 午前 9 時現在解除

⇒ 2 校時（9 時 35 分～）より学級児童がそろい次第授業を始めますので、

9:10 に各班集合出発をして登校させてください。（給食はあります。）

★ 午前 9 時現在発表中 ⇒ 児童は、自宅待機とする。

★ 午前 10 時現在解除 ⇒ 3 校時（10 時 45 分～）より学級児童がそろい次第、授業を始めますので、10:10 に各班集合出発をして登校させてください。

（給食がありませんので午前中の授業で下校します。）

★ 午前 10 時現在発表中 ⇒ 臨時休業（登校せず、自宅学習）

※ 氷室小学校のブログにも、この内容は掲載されています。

2. 特別警報や大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が出ていなくても、大雨や強風、地震、雷等で通学が危険な場合は、子ども達の安全を第一にご家庭での判断により登校を見合わせて下さい。また、学校で判断して登校を見合わせる連絡をする場合もあります。

3. 在校中に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された場合は緊急に集団下校させる場合があります。帰宅後、お子さまが困らないように、ご家庭での対応についてご準備下さい。また、特別警報が発表された場合は原則として学校待機となります。地震や河川の増水等でも学校待機となる場合があります。

4. 留守家庭児童会・・・午前 11 時までには大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除の時は 12 時 45 分より開室。

（お弁当を持参してください。）

午前 11 時以降も大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が継続している場合は、留守家庭児童会は開室されません。全員集団下校になります。

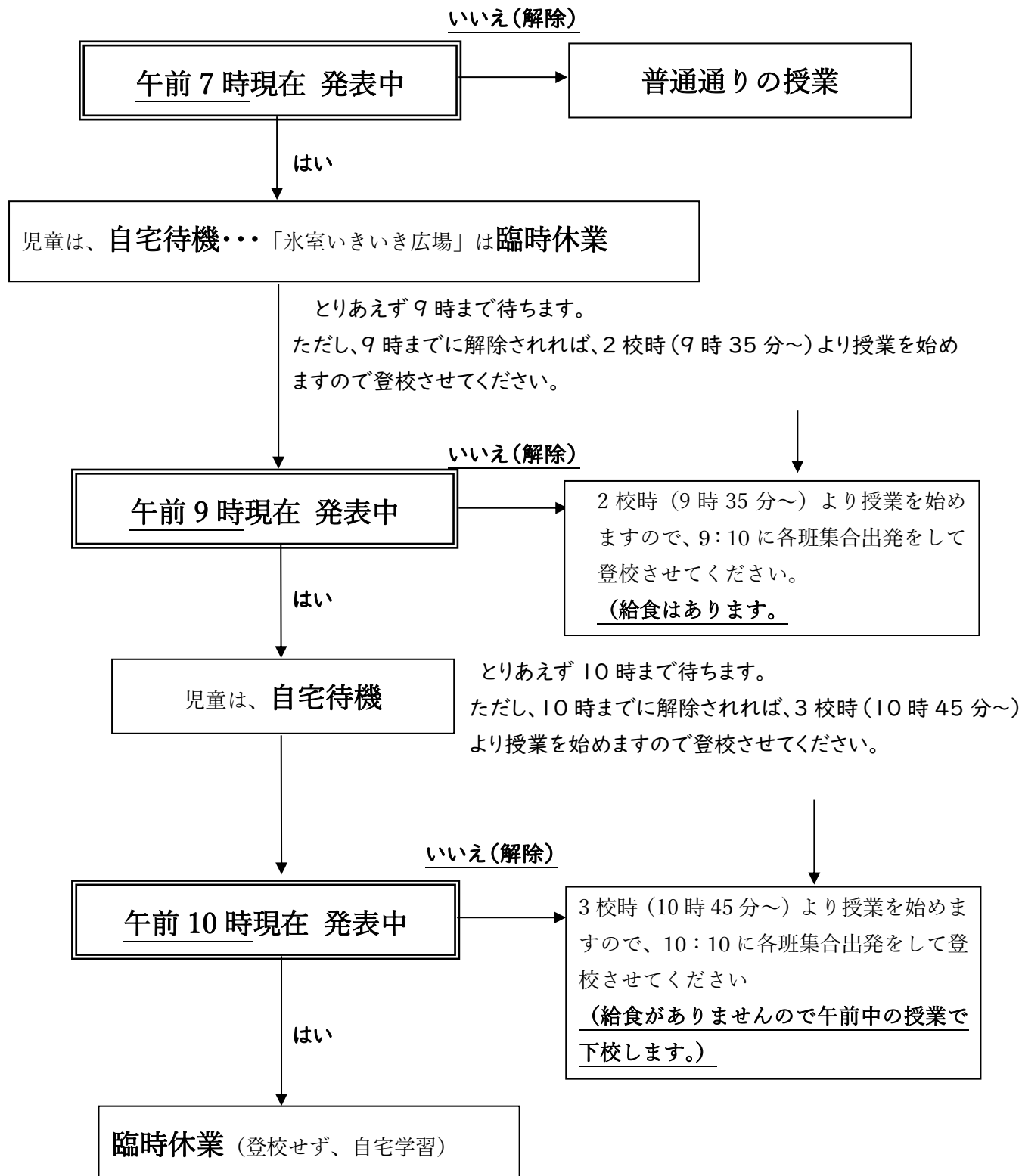
5. 氷室いきいき広場・・・活動中に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表された時は中止になります。

大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報における判断チャート

ポイント ① 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているか

ポイント ② 枚方市もしくは東部大阪あるいは大阪府であるか

これをクリアしているときは、



非常災害時の配備体制

配備区分	配備時期	配備体制	時間外	
			学校	学校教育部各課
1号配備	・災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難な時 ・枚方市域で、震度5弱	・予め指名した職員約 10% ・指示により避難所設置 〔市長が任命した避難所〕 派遣職員2名	2名 校長・教頭	1名
2号配備	・小規模の災害が発生した時、またはそのおそれがある時 ・枚方市域で、震度5弱	・予め指名した職員約 25% ・指示により避難所設置 〔市長が任命した避難所〕 派遣職員2名	2名 校長・教頭	2名
3号配備	・中規模の災害が発生した時、またはそのおそれがある時 ・枚方市域で、震度5強	・予め指名した職員約 50% ・指示により避難所設置 〔市長が任命した避難所〕 派遣職員2名	各学校の状況に応じ約 50% 校長・教頭 ・草野・森 ・服部・鎌田	予め指名した職員約 50%
4号配備	・大規模の災害が発生した時、または発生するおそれがある時 ・枚方市域で、震度6弱以上	・全職員 ・避難所は自動設置 〔市長が任命した避難所〕 派遣職員2名	全員	全員

※「枚方市防災マニュアル」参照のこと

【参考】

◎ 枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

(防犯及び防災計画)

第 17 条 校長は、学校の防犯及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の計画は、特に児童及び生徒の安全を確保するための措置が講じられたものでなければならない。

(施設及び設備の損傷等)

第 18 条 校長は、学校の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は設備が使用に堪えなくなったときは、その理由を付して教育委員会に報告しなければならない。

④ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

① 児童への指示と避難行動

児童が屋外にいる場合 ⇒ すぐに近くの校舎への避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れ、机の下にもぐり頭部を保護する。

<近くにミサイルが落下した場合>

児童が屋外にいる場合 ⇒ ロと鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ校舎内又は風上へ避難を指示し誘導する。

児童が屋内にいる場合 ⇒ 換気扇を止め、窓を閉め、室内を密閉する。

※校外学習等で学校外にいる場合は、枚方市のガイドライン（別紙①）に基づいた避難行動を取るとともに、学校へ連絡する。

② 正確な情報収集

・Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

・教育委員会または行政機関等からの指示があれば、それに従い落ち着いて行動する。

③ 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約30km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下が確認できた場合は、安全確認後、原則として児童の登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全確認ができるまでは児童を学校で待機させる。

○ミサイルの落下物を発見した場合 ⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

④ その他の対応

別紙（下QRコード）の「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づいて対応する



⑤ 防犯マニュアル

(1) 不審者侵入防止マニュアル

A: 基本的な認識

- ①「附属池田小学校のような事件が本校でも発生する可能性はある」という認識を持つ。
- ②事件発生の際は、児童の生命・身体 of 安全確保を最優先する。
- ③児童の安全を守るために、常にホイッスルを着用させる。
- ④セキュリティシステムとして学校内への「不審者」の侵入を未然に防ぐための危機管理システムを確立する。

B: 登下校時における指導

- ①登校時は通学路を歩いて遅れず集団登校、下校時は近所の友達と一緒に帰る。
- ②登下校時等に万一の事態が発生した場合、「大声を出す」「ホイッスルを吹く」「その場を素早く逃げ出す」等の対処を行い、交番や「子ども110番の家」に緊急避難する。
- ③登下校時の児童の安全確保のため、PTAや地域の方々による校区パトロール・見守り隊等の協力を得る。
- ④集団下校（一斉下校、学年別下校等）を定期的実施する。

C: 登下校時の閉門

- ①校内への出入り口を限定し、児童の登下校時以外は、正門及び裏門を閉鎖（施錠）する。
- ②正門及び裏門を閉鎖（施錠）中は、インターホンで対応し、安全監視員・安全監視ボランティアが対応する。

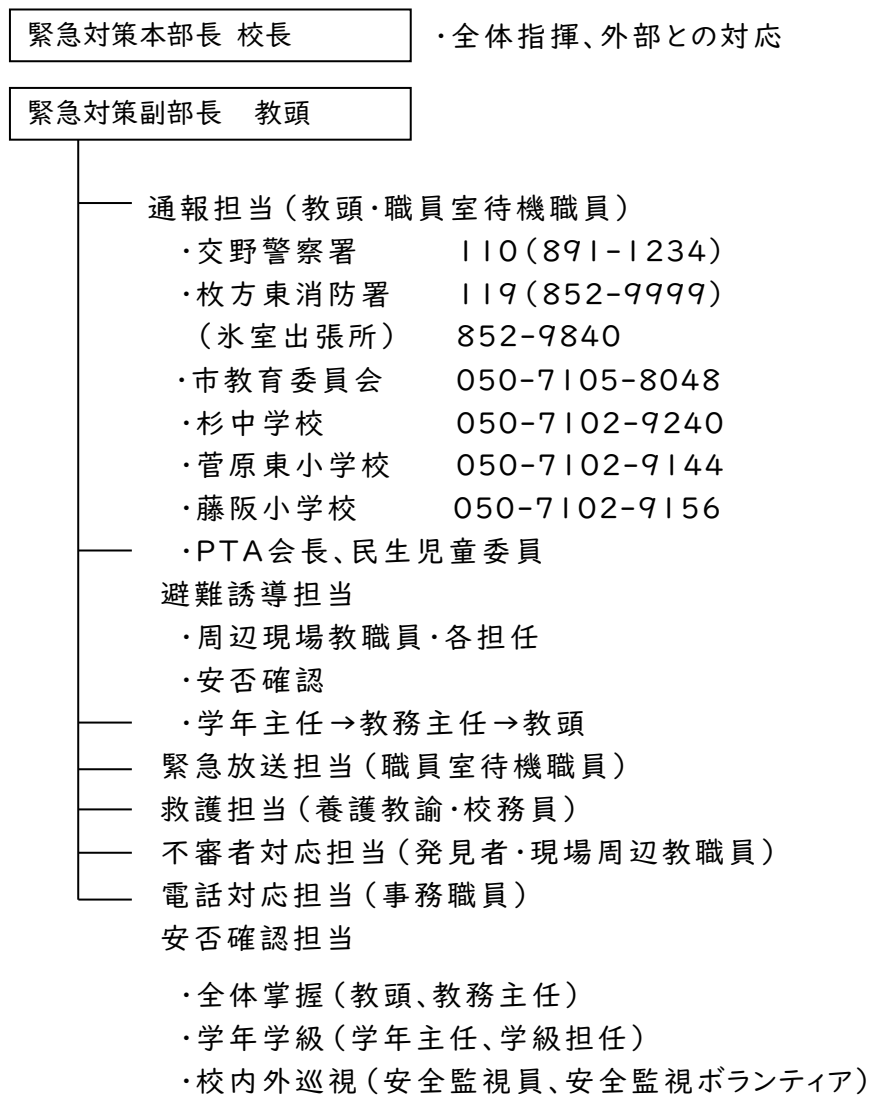
D: 来校者への対応

- ①来校者への声かけ（名札をつけていない、挙動不審である等）
「ご用件はお聞きしていますか？」「ご用件はお済みでしょうか？」
- ②名札の着用
来校者には職員室で受付、来校者名簿に記名の上、名札を着用願う。
- ③学校からの退出要求を聞き入れてもらえない場合
すぐに、職員室へ連絡し、110番通報する。

(2) 不審者侵入時の危機管理マニュアル

危機管理システムとして不審者が校内に侵入した際、速やかに対応できる危機管理システムを確立する。

A: 不審者侵入時の教職員の役割分担



B: 教室・廊下への不審者侵入時の対応

- ① 防犯ホイッスルか防犯ブザーを鳴らし続ける。
- ② 火災報知器を鳴らす。
- ③ 侵入者への対応を行う。
- ④ 侵入者対応の応援をする。同時に、職員室へ連絡する。
- ⑤ 児童の避難誘導を行う。同時に、交野警察署・枚方東消防署へ通報する。
- ⑥ 負傷児童の応急手当、児童の安全確認を行う。

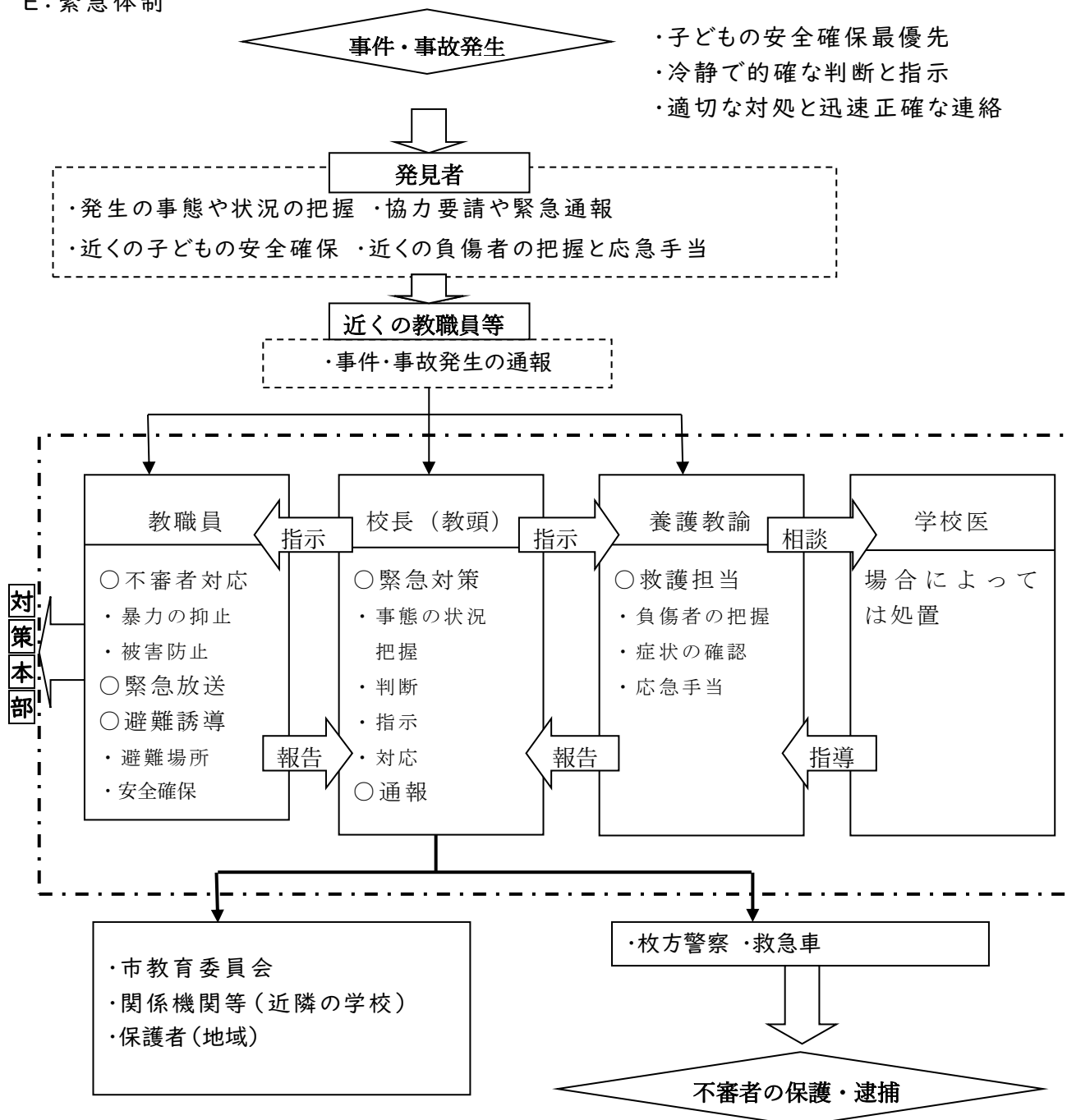
C:防犯訓練の実施

- ① 不審者の侵入を想定した防犯訓練を行い、緊急事態に児童が安全に避難できるよう努める。
- ② 関係機関と連携し、児童の安全確保のための教職員研修を実施する。

D:防犯用具の活用

- ① 教職員は防犯用ホイッスルを常時携行し、教室等には防犯ブザーを常設し緊急時に活用する。
- ② 児童にも防犯ホイッスルの携行と防犯ブザーの使用方法を指導しておく。
- ③ 児童に危害を加えようとする侵入者に対抗するため、教室等の各階に設置しているサスマタや職員室の警備用盾を使用する。

E:緊急体制



⑥ 虐待対応

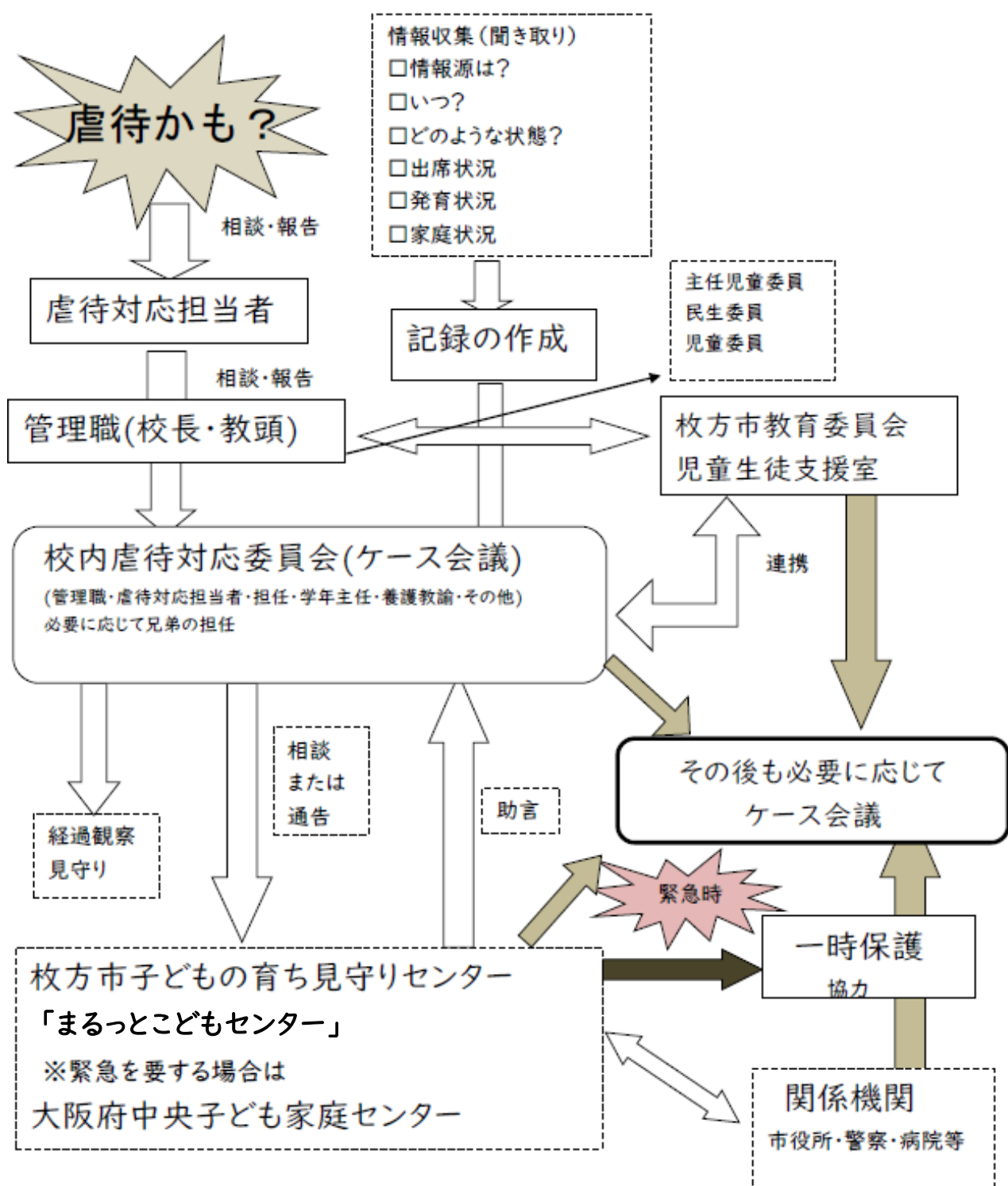
		指揮 校長 虐待対応委員会 校長 教頭 虐待対応担当者 生指主担 当該担任・学年 養護教諭 ※状況に応じて、兄弟の担任も加わる。
事前の危機管理	確認	① 各担任毎日の健康観察時 ② 養護教諭体重測定や内科検診時日々の健康観察時
	事前	① 教職員は、常に児童の表情・衣服・けが等の状況に敏感になり、気になることがあれば、迅速に管理職及び虐待対応担当者に報告・連絡・相談をする。 ② 児童には、困ったことがあれば、すぐに担任や養護教諭、心の教室相談等、本人が相談しやすい人に相談することを指導する。
発生後	初期対応	① 必要に応じて、外部組織を交えた虐待対応委員会を開く。 ② 重篤なケガは、管理職がすぐに「大阪府中央子ども家庭センター」に通告するとともに、教育委員会児童生徒支援室へ報告する。 ③ 命にかかわる状況でないと考えられる場合は、管理職がまるっとこどもセンターに通告または相談をおこない指導を仰ぐ。また、教育委員会へ報告する。 ④ 状況に応じて、保護者に注意喚起をおこなう。 ⑤ 虐待対応担当者は経過を記録しておく。
	事後対応	① 一時保護が決定した後は、関係機関と密に連絡をとりあう。 ② 一時保護解除時には、担任を中心に、スムーズな復帰を支援する。 ③ 個人情報には十分な注意を払う。 ④ 継続的に経過観察をおこなう。 ⑤ 必要に応じて、虐待対応委員会(ケース会議)を開き、対応を検討する。

【関係連絡先】

大阪府中央子ども家庭センター072-828-0161

虐待通告専用電話072-828-0190

まるっとこどもセンター072-840-7221



★児童虐待早期発見のための観察ポイント

- A子どもの身体的特徴
- ☐ 顔色が悪い状態や元気がない状態が継続している
 - ☐ 病気の疑いはないのに体調不良をよく訴える
 - ☐ 不自然な傷や火傷等の外傷、治療を受けていない傷などがある
 - ☐ 体重増加が不良、低栄養状態やアンバランスな発達などがみられる
 - ☐ 身体や服装に汚れなどがある
 - ☐ 季節にあった服装をしていない
- B子どもの行動的特徴
- ☐ 落ち着きがない
 - ☐ 無表情になることが多い
 - ☐ 過度な警戒心を持つ
 - ☐ 忘れ物が多い
 - ☐ 給食での過食、おかわりを繰り返す
 - ☐ 絵画や作文で虐待を暗示させる表現がある
 - ☐ 他の子どもとの会話の中に虐待につながる会話がある
 - ☐ 弁当をもってこない（店で買った物が多い）
 - ☐ 保健室に行くなど、よく教室から離れる（周囲から孤立）
 - ☐ 他の子どもよりも教職員に接触を求めてくる（極端なあまえ行為）
 - ☐ 教職員の顔を過度にうかがったり、接触をさけようとする
 - ☐ 乱暴・攻撃的な言葉遣いをする
 - ☐ 虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す
 - ☐ 年齢にそぐわない性的な言動がみられる
 - ☐ 他の子どもをいじめる、生物に対して残虐な行為をする
 - ☐ 理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退がある
 - ☐ 帰宅するのをいやがる
 - ☐ 保護者と目を合わさず、おどおどする（保護者をさける態度）
- C保護者、家庭の特徴等
- ☐ 学用品等を持たせない
 - ☐ 欠席時の連絡が不自然（欠席理由がはっきりしない）
 - ☐ 長期にわたり必要な治療などを受けさせない
 - ☐ 家事が長期間放棄されている様子がある
 - ☐ 表情が固く、教職員と目を合わさない
 - ☐ 懇談など会う約束をしようとしても拒否することが多い
 - ☐ 子どもへの否定的な態度や言葉が多い
 - ☐ 不自然な言い訳や話に矛盾点が多い
 - ☐ 家族関係に変化があった
 - ☐ いつも外出して、子どもだけで留守番させる
 - ☐ 近隣とのつきあいがなく孤立した様子である

⑦ 地震発生時における学校の対応について

枚方市教育委員会では、大阪北部地震をうけて、震度5弱以上の地震が発生した場合の対応についてまとめた「地震発生時における学校園の対応について」を策定しています。

この内容をもとに、各ご家庭でも、地震発生時の行動、避難できる場所等について、お子様とご確認ください。

地震発生時の学校園の対応について | 枚方市ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000020051.html>



⑧ 避難経路

